

富山市教育委員会会議録

平成31年3月定例会

- 1 日 時 平成31年3月26日(火曜日)
午後 1時30分 開会
午後 2時30分 閉会

- 2 場 所 本庁7階 教育委員会室

- 3 出席委員 教 育 長 宮 口 克 志
委 員 若 林 啓 介
委 員 尾 畑 納 子
委 員 高 田 健

- 4 説明のために出席した者
事務局長 立 花 宗 一
事務局次長（総務・社会教育担当） 酒 井 秀 祐
事務局次長（学校教育担当） 高 木 健 吉
教育総務課長 光 岡 伸 一
参事（統合校整備等推進室長） 岸 重 臣
学校施設課長 佐 伯 誠 司
学校教育課長 豊 田 高 久
学校保健課長 古 川 安 代
生涯学習課長 竹 井 博 文
教育センター所長 池 渕 晃
市民学習センター次長 浦 田 純 一
ガラス美術館長代理 水 原 秀 樹

- 5 職務のため会議に出席した事務局職員
教育総務課主幹 平 井 聖 子
教育総務課長代理 桑 名 純 一
教育総務課主査 三 辺 さやか

- 6 傍聴人数 0人

7 付議案件

(1) 議 案

- 議案第10号 富山市教育委員会人事について
- 議案第11号 富山市八尾おわら資料館条例施行規則の廃止について
- 議案第12号 富山市教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 議案第13号 富山市教育委員会事務専決規程の一部改正について
- 議案第14号 富山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
- 議案第15号 富山市教育委員会公印規程の一部改正について
- 議案第16号 富山市立学校管理規則の一部改正について
- 議案第17号 富山市公民館条例施行規則の一部改正について

(2) 報告事項

- 報告事項4 平成31年3月市議会定例会における質問の概要について
- 報告事項5 平成30年度末県費負担教職員定期異動の内申について
- 報告事項6 平成31年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）事業について
- 報告事項7 富山市立中学校部活動ガイドラインの改訂について

(3) その他

- その他4 平成31年度富山市民大学開校式・特別講演会について
- その他5 富山市ガラス美術館企画展「北澤美術館所蔵 ルネ・ラリック -モダン・パリのエレガンス-」と「MARTA KLONOWSKA Istota マルタ・クロノフスカ 不思議ないきもの」の開催について

8 会議の要旨

【開会】

- [教育長] 開会を宣言する。
本日は藤井委員が欠席であるが、委員の過半数の出席があるため、会議は成立している。

【前回会議録について】

[教育長] 2月教育委員会定例会会議録について意見等を求める。
[各委員] (意見なし)
[教育長] 意見なしのため、前回会議録は承認された。

【非公開案件について】

[教育長] 議案第10号、報告事項5については、人事に関する案件であるため、非公開としたいが、よろしいか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 承認を得られたので、議案第10号、報告事項5については非公開とし、その他5の後に行うこととする。

【一括採決について】

[教育長] 議案第11号から議案第15号については、富山市八尾おわら資料館の所管替えに関する案件であるため、一括採決としたいが、よろしいか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 承認を得られたので、議案第11号から第15号については一括採決とする。

【議案第11号から第15号】

[教育長] 議案第11号から第15号について事務局から説明を求める。
[教育総務課長] (議案第11号から第15号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。
[教育長] 一括採決を行う。議案第11号から第15号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって議案第11号から第15号については原案のとおり可決した。

【議案第16号】

[教育長] 議案第16号について事務局から説明を求める。
[学校教育課長] (議案第16号について説明)

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。
[教育長] 採決を行う。議案第16号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって議案第16号については原案のとおり可決した。

【議案第17号】

[教育長] 議案第17号について事務局から説明を求める。
[生涯学習課長] (議案第17号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[教育長] 本件について、質問等はあるか。
[各委員] 質問等なし。
[教育長] 採決を行う。議案第17号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって議案第17号については原案のとおり可決した。

【報告事項4】

[教育長] 報告事項4について事務局から説明を求める。
[教育総務課長] (報告事項4について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[高田委員] ((1) 教員の働き方改革、多忙化解消について)
時間外勤務が中学校で62時間とあるが、部活動の指導を含めた時間か。
[学校教育課長] 部活動の指導を含めた時間である。
[高田委員] 全教員がこのくらいの時間数であるのか、少ない人と多い人の差があるのか。
[学校教育課長] 平均時間であり、少ない人もいれば80時間を超えるような多い人もいる。
[高田委員] 小学校低学年であるためなど担任している学年によるものなのか、教員のスキルの差によるものなのか。
[学校教育課長] 小学校であれば、高学年になると指導内容も増え、対外的な活動も

多くなるため負担は大きくなるが、管理職の応援体制などにより特定の教員に負担がかかることがないように努力している。

[尾畑委員] 中学校の長時間勤務内容は、トラブル対応など生徒指導によるものが多いか。

[学校教育課長] トラブル対応もあるが、それは突発的なことであり、主な理由は部活動指導の時間である。

[尾畑委員] 全教員が何らかの部活の顧問となっているか。

[高木事務局次長] 必ず1つ、場合によっては2つの顧問となっている教員もいる。

[尾畑委員] 最も重い負担は部活動ということか。

[高木事務局次長] 部活動に最も時間がかかっている。部活動時間は午後4時頃から始まり、夏場であれば午後6時から6時半頃まで活動することが多い。生徒指導も多いが、保護者との面談が午後7時、8時となることもある。

[尾畑委員] 保護者の意識も多様化し変化してきていると思われるので、対応も変えていかなければならないだろう。

[若林委員] 部活動をやらないということは可能であるか。例えば、ドイツでは体育の授業がなく、部活動も行われていない。日本では部活動は必ず実施しなければならないか。

[高木事務局次長] 学習指導要領において部活動も明記されており、教育活動の一環とされている。

[高田委員] 体育系であれ、文化系であれ、何らかの部活動に所属しなければならないか。

[高木事務局次長] 生徒は所属することについては選択できる。部活動設置について明記されている。

[若林委員] 指導要領には時間数まで記載があるか。極端に言えば15分などでもよいのか。学校教育においてどこまで担うべきか、ということである。ガイドラインで示された時間数の倍の時間の時間外勤務を行っているという状況については、最近広く認識されるようになってきているが、そのことにより教員を目指す人が減るのでは、ということに危惧している。より効率的な対応を考えていかないと、これまでの単なるパッチワーク的な対応では解消できないのではないか。

企業的な考え方からいくと、本当に実施しなければならないかということである。例えば体育活動であれば、スポーツクラブへの加入を勧めるなどの対応でもよいわけで、国によっては体育の授業がな

いということもある。より抜本的に考えていかないと、解決できないのではないか。今はまだ現状把握に留まり、具体的な対策を考えるまでに至っていないように思われる。

[尾畑委員]

((6) 外国語教育、外国人材受け入れについて)

日本語指導教室に37名在籍とのことだが、主に出身国はどこの子童・生徒が多いか。

[学校教育課長]

中国語、フィリピン語、ロシア語などとなっている。

[尾畑委員]

入学の際にレベル設定はないか。

[学校教育課長]

設けていない。

[尾畑委員]

国際化に向けて何らかの対応が必要となってくるだろう。

[高田委員]

((2) 小・中学校の適正規模・適正配置について)

一部の教員が専門外の教科の授業を行っているとのことであるが、実際のところ、現在このような状況があるか。

[学校教育課]

理科の教員が技術の授業を行ったり、女性教員が家庭科の授業を行っているという学校もある。

[高田委員]

それは、専門外であるが授業ができる技量があるということか。

[学校教育課長]

研修などを行い、学校長が実施の判断をする。また県への申請も行い承認を受けている。

[尾畑委員]

その教科の教員になれないから、ということで大学が免許のための履修をやめてしまうということもある。一方学校現場では教員がいないという状況は矛盾しているように思うが。

[学校教育課長]

山田や楡原など、適正な配置のなかでは家庭科や技術の教員が置けないような学校では、県から非常勤の専門の教員を派遣するなどの対応が行われているところである。

[教育長]

教科によって週の授業時数が決められており、時数が多い教科は複数の教員が求められるが、家庭科など時数の少ない教科は教員数が少なくても時数が足りるということで、採用人数が少なくなり、目指す学生も少なくなるという状況がある。

[高田委員]

中学校の教員になる際には、大学で専門は1教科のみしか選択できないか。

[学校教育課長]

大学によっては、主専門のほかに副専門の科目を選択できる。場合によっては副専門の教科で採用試験を受けることも可能である。

[高田委員]

大学によっては、複数の科目の教員になれるということか。

[学校教育課長]

中学校と高校ということもあるし、中学校課程であるが小学校の免許も、ということもある。

[教育長] 大学の教育課程にもよる。教育学部で教員養成課程であれば柔軟な対応となっている。

【報告事項 6】

[教育長] 報告事項 6 について事務局から説明を求める。

[学校教育課長] (報告事項 6 について説明)

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

【報告事項 7】

[教育長] 報告事項 7 について事務局から説明を求める。

[学校教育課長] (報告事項 7 について説明)

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[高田委員] 年間 104 日以上休まなければならないということか。

[学校教育課長] あくまでガイドラインでは、104 日以上休むこととされている。

[高田委員] 実際は休んでいないか。

[学校教育課長] 休むよう努力しなければならず、計画を立てて教育委員会へ提出してもらい、場合によっては指導もしていく。

[高木事務局次長] 各学校においてはガイドラインに準じて活動を行っているということであり、平日 1 日、また土日のどちらかは休むようにしている学校がほとんどである。

[尾畑委員] スキーなどシーズンスポーツのための改訂か。但し書きの対応ではなく、より効果的な運営を行うための改訂ということか。

[学校教育課長] 試合等の実施の関係からも、改訂後は学校として柔軟に対応しやすくなっている。

[高田委員] 中学校での夏休み中の部活動はほぼ毎日であるか。

[高木事務局次長] ほぼ毎日と認識している。土日については部活動ごとに異なると思うが、練習試合は土日に実施することが多い。

【その他】

[教育長] その他について事務局から説明を求める。

[市民学習センター次長] (その他 4 について説明)

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。
[ガラス美術館長代理] (その他5について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。

[教育長] 非公開案件に移る。傍聴、マスコミの方はご退席願う。

《以下、非公開事項のため概要のみを記載する》

[教育長] (議案第10号について事務局から説明を求める。)
[教育総務課長] (議案第10号について説明する。)
[教育長] (議案第10号についての採決について、各委員に諮る。)
[各委員] (議案第10号について同意する。)
[教育長] (議案第10号について、原案のとおり可決したことを報告する。)

[教育長] (報告事項5について事務局から説明を求める。)
[学校教育課長] (報告事項5について説明する。)

【閉会】

[教育長] 閉会を宣言する。